

四日市市を美しくする条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市を美しくする条例の一部を改正する条例

四日市市を美しくする条例（平成9年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空き缶、空のペットボトル、たばこの吸い殻、菓子袋、弁当がら、テレビジョン受信機などの家電製品、ソファなどの家具類、タイヤなどの廃棄物の散乱の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民等の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業者 容器入りの飲食料、たばこ等を製造又は販売する者をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空き缶等の散乱の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民等の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き缶等 飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業者 容器入りの飲食料、たばこ又は<u>チューインガム</u>を製造又は販売する者をいう。</p>

(4) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう。

(5) (略)

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止に関する啓発、教育その他必要な施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民等、事業者及び土地の管理者又は占有者がごみの散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その製造又は販売した物が、ごみとして散乱することがないよう、消費者に対する啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(市民等の責務)

第6条 市民等は、ごみを散乱させることにより、ごみの資源化若しくは適正処理を困難にし、又はまちの美化若しくは快適な生活環境の確保を阻害してはならない。

2 市民等は、市内にごみを散乱させないため、自宅外で生じたごみを持ち帰り、又は回収容器に収容しなければな

(4) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(5) (略)

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空き缶等の散乱の防止に関する啓発、教育その他必要な施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民等、事業者及び土地の管理者又は占有者が空き缶等の散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等の散乱の防止のために消費者に対する啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 (略)

(市民等の責務)

第6条 市民等は、空き缶等を散乱させることにより、空き缶等の資源化若しくは適正処理を困難にし、又はまちの美化若しくは快適な生活環境の確保を阻害してはならない。

2 市民等は、市内に空き缶等を散乱させないため、自宅外で生じた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収容しな

らない。

3 (略)

(土地の美化)

第7条 (略)

2 前項に規定する者は、その管理し、又は占有する土地にごみが捨てられたときは、そのごみを自らの責任で適切に処理しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第8条 何人たりとも市内の道路、公園、広場その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所に、ごみを不法に投棄してはならない。

(美化推進重点地域)

第9条 市長は、特にごみの散乱を防止し、まちの美化を推進する必要があると認める地域を、美化推進重点地域(以下この条において「重点地域」という。)として指定することができる。

2及び3 (略)

4 重点地域内における事業者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置する等、ごみの散乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(顕彰)

第10条 市長は、まちの美化の推進及びごみの散乱防止に関して著しい功績

なければならない。

3 (略)

(土地の美化)

第7条 (略)

(まちを美しくする行動の日)

第8条 三泗地区4市町は、協調して、まちの美化について市民の関心と理解を深めるため、まちを美しくする行動の日を設ける。

(美化推進重点地域)

第9条 市長は、特に空き缶等の散乱を防止し、まちの美化を推進する必要があると認める地域を、美化推進重点地域(以下この条において「重点地域」という。)として指定することができる。

2及び3 (略)

4 重点地域内における事業者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置する等、空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(顕彰)

第10条 市長は、まちの美化の推進及び空き缶等の散乱防止に関して著しい

のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、第6条第1項、第8条又は第9条第4項の規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、命令を受けた者の住所、氏名等及び命令の内容を公表することができる。

2 (略)

(関係法規の適用)

第14条 市長は、第6条第1項又は第8条の規定に違反し、かつ、まちの美化又は快適な生活環境の確保に重大な支障があると認めるときは、警察その他の関係行政機関に対し、関係法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、第6条第1項又は第9条第4項の規定に違反している者に対し、十分な啓発を行い、市が行う研修への参加要請その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 (略)

(関係法規の適用)

第14条 市長は、第6条第1項の規定に違反し、かつ、まちの美化又は快適な生活環境の確保に重大な支障があると認めるときは、警察その他の関係行政機関に対し、関係法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(環境部生活環境課)